

平成 28 年度事業計画書

1.はじめに

[解散方針審議及び財団存続期間の決定について]

平成 27 年度第二回臨時理事会及び臨時評議員会では、当財団の「解散方針」について審議が行われた。各々の席上で清水理事長は、(1)JICA 等の ODA 事業が近年大きく変化し当財団の得意領域である看護に関する課題別研修事業等が今後とも増加する可能性は少ないこと、また(2)近年の看護教育課程の大学化及び大学院課程も顕著に増加しこれらの課程がわが国の看護の国際協力事業の実施主体となる傾向にあること、及び(3)当財団の 44 年間の多くの事業によって開発途上国に対する人材育成等の多大な成果も見られ NGO としての当財団の役割を十分果たしたと思料すること、さらに(4)大口寄附者から寄附終了の申出があったことは財団運営継続を困難にすること、との説明を行った。

その結果、臨時理事会(理事全員出席)及び臨時評議員会(評議員全員出席)においては全員異議なく、解散方針は承認された。そして当該臨時理事会及び臨時評議員会においては、当財団の存続期間を平成 29 年 3 月 31 日までと定め、定款変更登記を行い内閣府に關係書類とともに提出したところである。

[平成 28 年度事業の方針]

平成 28 年度事業としては以下の個別事業を計画している。これら事業を終了後、当財団の存続期間を平成 29 年 3 月 31 日と定めたことにより、当該日程にて公益財団法人国際看護交流協会は、公益目的事業の全てを終了することになる。

2.個別事業

(1)国際看護に関する講演会、及び研修会等の開催[公益目的事業 1]

わが国の看護職や看護教員、看護学生に対して、国際看護に関する啓発のために、参加型のワークショップ、講演会を開催する。

①国際看護教育コース(8月・11月)<15名・20名>

②国際看護を考える集い(12月)<100名>

(2)国際看護を学習、研究する大学院生に対する奨学金の給付[公益目的事業 2]

平成 23 年度に開始されて 6 年目となるが、解散に伴い平成 28 年度をもって給付事業を終了する。平成 27 年度の奨学生 18 名(注：平成 27 年度の 1 年制大学院生 2 名については平成 27 年度で給付完了済)に対する 2 年次目の給付は通常通りとする。また平成 28 年度新規の奨学生 20 名に対しては、2 年次に該当する奨学金給付分については、平成 28 年度中に給付完了するものとして計画した。

(3)開発途上国に対する看護及びその関連分野の技術協力事業の受託[公益目的事業 3]

《JICA 受託研修事業・実施確定》

①看護管理研修(28 年 9 月～10 月)

<3 年次事業の 3 年目で最終年度。カンボジア、キリバス、スリランカ、パキスタン、バヌアツ、バングラデシュ、ベトナム、ミクロネシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル(全 12 名枠) >

②安全な出産のための助産師研修<モンゴル国>(28 年 11 月～12 月予定)

<4 年次事業の 4 年目で最終年度。医師及び助産師 10 名予定>

3.管理部門

(1)賛助会員

平成 28 年 3 月 10 日現在の賛助会員数は 181 件<通常会員 173 件・維持会員 8 件>。解散の期であるため会員は減少が見込まれる。

(2)業務執行体制、内部管理体制

事務局長他職員 3 名(研修担当 2 名、総務担当 1 名)にて業務を遂行する。HP の更新等作業は従来通り元職員 1 名の協力を依頼する。

なお職員 2 名については、事業所都合の退職となるため、平成 29 年 3 月には「退職金」を支払う計画。

(3)広報、その他

広報誌「国際看護」の定時刊行<年 6 回(奇数月)、1000 部製作、会員及び看護大学・看護学校、関係機関に送付。解散時の平成 29 年 3 月号は創刊 500 号となるため刊行時期を早めて「特別号」とする計画。>。HP の随時更新。また解散に際して『看護の国際協力』(A4 判・256 頁予)を刊行する計画。

(4)解散に伴う資料整理・保管について

財団創立以来の事業関係資料、財務関係資料、刊行物等は厩大となっている。内閣府等とも相談しつつ、資料の PDF 化、現物保管、寄贈、廃棄といった作業を行うが、解散後に瑕疵なきよう判断し適切に実施する。

以上